

## 補綴歯科治療の病名について

これまで補綴歯科治療を実施する際の病名は、一般的に口腔内外の現症によって表されてきた。保険診療における診断名を例にとると、う蝕、欠損、顎欠損、補綴装置の不適合や破損、顎堤の状態（義歯床下粘膜異常や褥創性潰瘍、フラビーガムなど）が補綴歯科治療に関連する病名として用いられている。本学会では、病態とその発現機序の把握に基づく適切な補綴歯科治療を国民に提供するために、補綴歯科治療における新たな病名を提案したい。すなわち、患者に生じている「障害」を病名の基本とし、これを引き起こしている「要因」を併記して病名とするものである。これによって診断の結果が病名に反映され、また治療方針立案にもつながることになる。結果として適切な補綴歯科治療の実践に寄与するものとする。

### 1. 病名の基本形

#### 1) 表現法

「A（要因）によるB（障害）」を病名の基本的な表現法とする。

#### 2) A（要因）に入る語句

##### (1) 歯の疾患

う蝕、歯冠破折、歯根破折、歯冠・歯根破折、亀裂、咬耗、磨耗、象牙質知覚過敏、変色、着色、エナメル質形成不全など

##### (2) 歯髄と歯周組織疾患

歯髄炎、辺縁性歯周炎、根尖性歯周炎、（歯の）動揺、咬合性外傷など

##### (3) 欠損

歯の欠損（歯式を併記）、顎欠損、舌欠損など

##### (4) 咬合異常

上顎前突、下顎前突、上下顎前突、咬合干渉、開咬、交叉咬合、（歯の）捻転、（歯の）傾斜、（歯の）挺出など

##### (5) 顎関節疾患

顎関節症、顎関節症類似疾患（線維筋痛症、リウマチ、筋突起過長症、茎状突起過長症、舌痛症など）など

##### (6) 補綴装置に求められる要件の不備

歯冠補綴装置の不備、歯冠補綴装置の破折、ブリッジの不備、ブリッジの破折、部分床義歯の不備、部分床義歯の破折、全部床義歯の不備、全部床義歯の破折など

(7) その他

3) B (障害) に入る語句

(1) 咀嚼障害

(2) 嚥下障害

(3) 発音障害

(4) 審美障害

(5) 感覚障害：補綴装置に起因する感覚障害，感覚異常，違和感など

(6) 疼痛

(7) 未病：放置すると何らかの疾病・障害を発症する確率が高いと判断される状態

(8) その他

2. 診断の進め方

1) 医療面接，診察，検査

患者の訴える障害に対して医療面接，診察，検査を実施する。これにより採取した客観的データに基づき患者の病態とその発現機序を的確に把握する。

2) 診断

以下の基準に沿って診断を進める。

(1) 1名の患者に関するすべての病名を列記する。

この際，部位（歯式）を明記すべきものについては，これを併記する。

「例」 1. 1 歯冠補綴装置の破損による審美障害

2. 顎関節症による咀嚼障害

(2) 記載順を含めてBが完全に一致するものを1つの病名にまとめる。

A，Bはそれぞれ3件以内を原則とする。

「例」 1. 5 6 7 辺縁性歯周炎・顎関節症による疼痛・咀嚼障害

2. 7 6 5 部分床義歯破折による咀嚼障害

3. 5 歯冠補綴装置の破損による審美障害・咀嚼障害・感覚障害

(3) 原因が特定されていない場合は「Aによると思われるB」と記す。また歯科医師としての診断領域外の事項についても同様の記述とする。

「例」 1. 7 根尖性歯周炎によると思われる疼痛・咀嚼障害

2. 精神心理学的要因によると思われる睡眠障害

(4) 補綴装置の経過観察のみを目的に来院した場合は，「補綴装置管理」と記す。

(5) 1つの病名に対してA, Bを複数列記する場合, 1名の患者に複数の病名を列記する場合は, 治療全体における重大性の順とする.

「例」 1. 顎関節症による疼痛・咀嚼障害

2. 1 歯冠補綴装置の破損による審美障害・発音障害・感覚障害

(6) 患者の訴えがなくとも客観的に認められる疾病については列記する. その際, 発現が予測される障害に(予測)を添えて記す.

「例」 1. 5 う蝕・歯冠破折による疼痛・咀嚼障害・審美障害

2. 54 二次う蝕による咀嚼障害(予測)

3. ⑤6⑦ ブリッジ不備による未病

(7) 診察や検査により因果関係が明確になった場合には, 必要に応じて「AによるA'に起因するB」という標記も可とする.

「例」 1. ブラキシズムによる顎関節症に起因する疼痛・咀嚼障害

2. 咬合性外傷による7の動揺に起因する疼痛

(8) 医科等への照会により明確となった障害のうち, 補綴歯科治療に関連するものについては回答や照会事項を併記する.

「例」 1. 顎関節症による疼痛・咀嚼障害

2. 不安神経症による睡眠障害(照会事項: . . . . .)

### 3. 今後の展望

本学会で精力的に推進している補綴歯科治療における症型分類の詳細が整備された際には, 咬合状態や全身疾患, 口腔関連 QOL, 精神状態などをそれぞれスコア化し, 多軸診断の手法を応用することで患者情報の詳細な標記と把握が可能となろう. これを今回提案した病名に付記すれば, 患者の状態をよりの確に把握し, 担当医間での患者情報伝達をより正確に実施できると考えられる.

「補綴における病名」に関する検討会

◎石橋 寛二, ○藤井重壽\*, 平井 敏博, 佐々木 啓一, 古谷野 潔, 矢谷 博文, 五十嵐 順正, 佐藤 裕二, 市川 哲雄, 窪木 拓男, 松村 英雄, □山森 徹雄

◎委員長, ○副委員長, □幹事 \*開業医会員